

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

- 消防法施行細則の一部を改正する規則 (消防防災課) 二
- 交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則 (地域課) 五

### 告示

- 危険物取扱者保安講習業務に関する入札公告 (消防防災課) 六
- 消防設備士講習業務に関する入札公告 ( ) 八
- 埼玉県ホテイラン保護管理事業計画の概要 (自然環境課) 九
- 加須都市計画生産緑地地区の変更 (みどり再生推進室) 一〇
- 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定 (障害者福祉課) 一〇
- 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の変更届 ( ) 一二
- 身体障害者福祉法第十五条の医師の指定の辞退 ( ) 一三

- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課) 一三

- 川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一四

- 蕨都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 ( ) 一四

- 飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業の変更に係る都市計画の案の縦覧 (市街地整備課) 一四

- 川越都市計画公園事業の認可 (公園課) 一四

- 飯能都市計画公園事業の認可 ( ) 一四

- 本庄都市計画公園事業の事業計画の変更認可 ( ) 一五

- 上尾都市計画公園事業の事業計画の変更認可 ( ) 一五

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 一五

- 一般国道二百九十九号の区域の (東松山県土) 一五

- 埼玉県指定史跡の追加指定 ( ) 二二

- 埼玉県指定無形民俗文化財の指定 ( ) 二二

- 変更 (秩父県土) 一五

- 県道吉田久長秩父線の区域の変更 ( ) 一六

- 一般国道二百九十九号の区域の変更 ( ) 一六

- 県道秩父荒川線の区域の変更 ( ) 一七

- 県道加須北川辺線の道路の区域の変更 (行田県土) 一七

- 県道加須北川辺線の供用の開始 ( ) 一八

- 県道春日部久喜線の供用の開始 (越谷県土) 一八

- 県道三郷幸手自転車道線の区域の変更 ( ) 一九

- 一般国道百二十二号の供用の開始 (杉戸県土) 一九

- 一般国道百二十二号の区域の変更 ( ) 一九

- 県道下早見菖蒲線の区域の変更 ( ) 二〇

- 開発行為に関する工事の完了公告 ( ) 二〇

- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額 (経営管理課) 二二

- 埼玉県指定有形文化財の指定 (生涯学習文化財課) 二二

- 埼玉県指定無形民俗文化財の指定 ( ) 二二

- 埼玉県指定史跡の指定 ( ) 二二

- 埼玉県指定史跡の追加指定 (生涯学習文化財課) 二二

- 埼玉県指定無形民俗文化財の選挙 ( ) 二三

- 埼玉県指定無形文化財の保持者の認定解除 ( ) 二三

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 (選管委) 二三

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二四

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二四

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二四

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二四

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二五

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二五

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二六

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二六

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二七

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二七

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二八

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二八

- 政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書 (平成十九年分)の訂正 ( ) 二九

○政治資金規正法に基づく政治団  
体の収支報告書(平成十九年  
分)の訂正 (選管委) 三〇

○政治資金規正法に基づく政治団  
体の収支報告書(平成十九年  
分)の訂正 (選管委) 三〇

## 規則

消防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第十一号

消防法施行細則の一部を改正する規則

消防法施行細則(昭和五十一年埼玉県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第九条を第十条とする。

第八条第一号中「様式第七号」を「様式第十号」に改め、同条第二号中「様式第八号」を「様式第十一号」に改め、同条第三号中「様式第九号」を「様式第十二号」に改め、同条第四号中「様式第十号」を「様式第十三号」に改め、同条を第九条とする。

第七条中「様式第六号」を「様式第九号」に改め、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(立入検査の証票)

第七条 法第十六条の三の二第三項において準用する法第四条第二項に規定する証票の様式は、様式第六号のとおりとする。

2 法第十六条の五第三項において準用する法第四条第二項に規定する証票の様式は、様式第七号のとおりとする。

3 法第三十五条の三第二項において準用する法第三十四条第二項において準用する法第四条第二項に規定する証票の様式は、様式第八号のとおりとする。

様式第十一号及び様式第十二号を削る。

様式第十号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「第8条の」を「第9条

〇」に改め、同様式を様式第十三号とする。

様式第九号表中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「第8条の」を「第9

〇」に改め、同様式を様式第十二号とする。

様式第八号中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に、「第8条の」を「第6条〇」に改め、同様式を様式第十一号とする。

様式第七号中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「第8条の」を「第9条〇」に改め、同様式を様式第十号とする。

様式第六号中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に改め、同様式を様式第九号とする。

様式第五号(二)の次に次の三様式を加える。

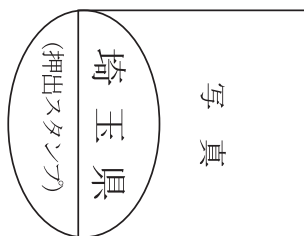
附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第6号(第7条関係)

裏

表

立 入 検 査 証	第 号
写 真	
	
職 名	
氏 名	
生年月日	
年 月 日	
埼玉県知事	印
8センチメートル	6センチメートル

上記の者は、消防法(昭和23年法律第186号)第16条の3の2第2項に規定する職務に従事する職員であることを証明する。

- 備考 1 写真欄には、正面から無帽かつ無背景の上半身を撮影した縦2.5センチメートル、横2.5センチメートルの写真をはり付けるものとする。
- 2 押出スタンプの大きさは、長径2.5センチメートル、短径2センチメートルとする。

消 防 法 (抜粋)

- 第16条の3の2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出その他の事故(火災を除く。以下この条において同じ。)であつて火災が発生するおそれのあつたものについて、当該事故の原因を調査することができる。
- 2 市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対し必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に関する工作物若しくは物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。
- 3 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合について準用する。
- 第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。
- (2) 第4条第1項、第16条の3の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第16条の5第1項若しくは第34条第1項(第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第7号(第7条関係)

裏

表

立 入 検 査 証	第 号
写 真	
職 名	
氏 名	
生年月日	
年 月 日	
埼玉県知事	印

8センチメートル

9センチメートル

上記の者は、消防法(昭和23年法律第186号)第16条の5第1項に規定する職務に従事する職員であることを証明する。

- 備考 1 写真欄には、正面から無帽かつ無背景の上半身を撮影した縦2.5センチメートル、横2.5センチメートルの写真をはり付けるものとする。
- 2 押出スタンプの大きさは、長径2.5センチメートル、短径2センチメートルとする。

消 防 法 (抜粋)

第16条の5 市町村長等は、第16条の3の2第1項及び第2項に定めるもののほか、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取扱い扱っていると認められるすべての場所(以下この項において「貯蔵所等」という。)の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

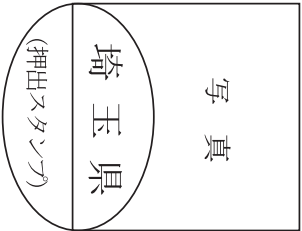
3 第4条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合にこれを準用する。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(2) 第4条第1項、第16条の3の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第16条の5第1項若しくは第34条第1項(第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらによる立ち入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第8号(第7条関係)

表

写 真 	立 入 検 査 証	第 号
職 名		
氏 名		
生年月日		
上記の者は、消防法(昭和23年法律第186号)第35条の3第2項において準用する同法第34条第1項に規定する職務に従事する職員であることを証明する。		
年 月 日	埼玉県知事	印

8センチメートル

備考 1 写真欄には、正面から無帽かつ無背景の上半身を撮影した縦2.5センチメートル、横2.5センチメートルの写真をはり付けるものとする。

2 押出スタンプの大きさは、長径2.5センチメートル、短径2センチメートルとする。

裏

消 防 法 (抜粋)

第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をする必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入つて、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

第35条の3 消防本部を置かない市町村の区域にあつては、当該区域を管轄する都道府県知事は、当該市町村長から求めがあつた場合及び特に必要があると認められた場合に限り、第31条又は第33条の規定による火災の原因の調査をすることができ、

2 第32条及び第34条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第34条第1項中「当該消防職員」とあるのは「当該都道府県の消防事務に従事する職員」と、第35条第1項中「消防長又は消防署長」とあるのは「市町村長のほか、都道府県知事」と読み替えるものとする。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

(2) 第4条第1項、第16条の3の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第16条の5第1項若しくは第34条第1項(第35条の3第2項又は第35条の3の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月17日

埼玉県公安委員会委員長 高 梨 邦 彦

埼玉県公安委員会規則第2号

交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則  
交番、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則(昭和40年埼玉県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。  
別表第1浦和東警察署の項中

中	尾 交 番	を
---	-------	---

浦和美園駅前交番
中尾交番

に改め、同表越谷

警察署の項中 浦生交番を

浦生駅前交番
--------

に改め、同表吉川警察署の項中

高洲交番
戸ヶ崎交番
三郷駅前交番
みさと団地交番

を

新三郷駅前交番
高洲交番
戸ヶ崎交番
三郷駅前交番

に改める。

別表第2浦和東警察署の項中

大門駐在所
野田駐在所

を

野田駐在所
-------

に改め、同表小川

大柵駐在所
玉川駐在所

を

玉川駐在所
西平駐在所

に改める。

附 則

この規則中別表第2小川警察署の項の改正規定は平成21年3月20日から、別表第1浦和東警察署の項及び別表第2浦和東警察署の項の改正規定は平成21年3月24日から、別表第1吉川警察署の項の改正規定は平成21年3月26日から、別表第1越谷警察署の項の改正規定は平成21年3月31日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百八十七号

次のとおり一覽表を附入札に付す。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
危険物取扱者保安講習業務（予定人員 給油取扱所の危険物取扱者に係る講習 1,700人、その他の施設の危険物取扱者に係る講習 3,800人） 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成21年12月25日（金）まで
- (4) 履行場所  
埼玉県内
- (5) 入札方法

入札金額は、業務の種類ごとの単価及びその単価にそれぞれの子定人員を乗じて得た額並びにその合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書の合計の欄に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「催物の企画・運営等関連業務」を行う者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 契約期間中、仕様書に示す要件を満たす事務所を埼玉県内に常設し、受講申請及び必要な指示に速やかに対応できる体制がとれること。

(6) 講習科目について専門的知識を有する者で、仕様書に示す要件を満たすものを講師として講習を実施する体制がとれること。

(7) 仕様書に示す要件を満たす会場で、要件を満たす回数以上の講習を実施できる体制がとれること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課予防担当 増田 直人 電話048-830-3168（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

公告日から平成21年3月24日（火）午前11時までの間、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階危機管理防災部会議室

イ 日時  
平成21年3月24日（火）午前11時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所  
上記(3)アに同じ。

イ 日時  
平成21年3月30日（月）午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定人員を乗じた金額の合計額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3(4)に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) 特記事項  
平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第百八十八号

次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年三月十七日

埼玉県長 田 畑 匡

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
消防設備士講習業務(予定人員 消火設備に係る講習 260人、警報設備に係る講習 550人、避難設備・消火器に係る講習 290人) 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成22年3月12日(金)まで
- (4) 履行場所  
埼玉県内
- (5) 入札方法  
入札金額は、業務の種類ごとの単価及びその単価にそれぞれの予定人員を乗

じて得た額並びにその合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書の合計の欄に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で、「催物の企画・運営等関連業務」を行う者であること。
  - (3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
  - (4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
  - (5) 契約期間中、仕様書に示す要件を満たす事務所を埼玉県内に常設し、受講申請及び必要な指示に速やかに対応できる体制がとれること。
  - (6) 講習科目について専門的知識を有する者で、仕様書に示す要件を満たすものを講師として講習を実施する体制がとれること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課予防担当 増田 直人 電話048-830-3168(直通)
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
公告日から平成21年3月24日(火)午前10時までの間、上記(1)の交付場所において交付する。
  - (3) 入札説明会の場所及び日時



<p>ア 場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階危機管理防災部会議室</p> <p>イ 日時 平成21年3月24日(火) 午前10時</p> <p>(4) 入札・開札の場所及び日時</p> <p>ア 場所 上記(3)アに同じ。</p> <p>イ 日時 平成21年3月30日(月) 午前10時</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金</p> <p>ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>イ 契約保証金 契約の相手方は、契約単価に予定人員を乗じた金額の合計額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(2) 入札者に要求される事項</p> <p>ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>イ 入札者は、上記3(4)に従い、入札書を提出しなければならない。</p> <p>(3) 入札の無効 次に掲げる入札書は、無効とする。</p> <p>ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書</p> <p>イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書</p> <p>ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書</p>	<p>(4) 契約書作成の要否 要</p> <p>(5) 落札者の決定方法 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p> <p>(7) 特記事項 平成21年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。</p> <p>(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。</p>	<p>埼玉県告示第三百八十九号 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成十二年埼玉県条例第十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、埼玉県ホテイアソク保護管理事業計画を定めたので、同条第三項の規定に基づき、その概要を次のとおり告示する。 平成二十一年三月十七日 埼玉県知事 上田 清司</p> <p>一 事業の目標 ホテイアソクが自然状態で安定的に存続することを。</p> <p>二 事業の区域 ホテイアソク生育地及びその周辺地域</p> <p>三 事業の内容 イ 個体群の保全及び管理 (1) 生育状況等の把握 本計画を適切かつ効果的に実施するため、土地所有者等と連携し</p>	<p>て調査及びモニタリングを行い、個体群の生育状況、新たな生育地、生育に影響を及ぼす要因等について把握する。</p> <p>(2) 保全対策 生育状況調査等の結果を踏まえ、土地所有者等の協力を得ながら、必要に応じて、園芸採取の抑止、動物による食害の防止、人工増殖等の対策を実施する。</p> <p>ロ 生育環境の保全及び管理 (1) 生育環境の把握 本種が生育する亜高山帯石灰岩地の特殊な植物群落全体を保全するため、これらの植物群落の動態、生育地周辺の森林の枯損状況等の把握に努める。</p> <p>(2) 保全対策 ニホンジカの食害による生育環</p>
---	---	---	--

境の悪化が予想される場合は、土地所有者等の協力を得て、生育地周辺の食害防止対策を実施する。

ハ 法的規制、法的位置付け等  
 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づき、原則として採取を認めない。

ニ 社会的支援体制の強化及び普及啓

発の推進  
 自然保護団体、地域住民等による保全活動推進のための人材及び団体の育成を行うとともに、本種の保護の必要性について普及啓発を推進する。

ホ 事業推進への連携体制  
 県、国、関係市町村、土地所有者

等及び自然保護団体は、本種がおかれている現状等についての認識を共有し、保護管理を行う連携体制の構築を図る。

埼玉県告示第三百九十号  
 加須市から加須都市計画生産緑地地区

の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生推進室において縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日  
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百九十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第三十

九号)第一条の規定により告示する。

平成二十一年三月十七日

医師の氏名 指定障害区分

診療科名 医療機関の名称

埼玉県知事 上田清司

西田朋美 視覚障害

眼科 国立障害者リハビリセンター病院

所沢市並木四一

平成二十一年二月二十三日

菅原万喜 視覚障害

眼科 北里大学北里研究所メディカルセンター病院

北本市荒井六一〇〇

同

奈良林 修 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、

耳鼻咽喉科 越谷市立病院

越谷市東越谷一〇一四七一

同

そしやく機能障害

柿崎景子

耳鼻咽喉科 柿崎耳鼻咽喉科医院

加須市中央一七一〇

同

音声・言語機能障害、そしやく機能障害

藤本由紀子

耳鼻咽喉科 医療法人東仁会 藤本耳鼻咽喉科

草加市松原五一一六

同

そしやく機能障害

市村龍平

平衡機能障害、脳神経外科、新座病院

新座市堀ノ内三一四一三〇

同

音声・言語機能障害、そしやく機能障害

杉山誠一

整形外科 八潮整形外科内科

八潮市南後谷八六五

同

中村征郎

整形外科 東川口病院

川口市東川口二一〇一八

同

松本浩

小児科 防衛医科大学病院

所沢市並木三一二

同

田中啓仁

整形外科 埼玉医科大学病院

入間郡毛呂山町毛呂本郷三八

同



酒井良彦	じん臓機能障害	循環器科	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷二一―一五〇	同	平成二十一年二月二十三日
森吉寛	じん臓機能障害	内科	秀和綜合病院	春日部市谷原新田一二〇〇	同	
岡本憲一	じん臓機能障害	内科	おかもとクリニック	北本市二ツ家四一八八一	同	
小林マーク	肢体不自由	内科	三芳の森病院	入間郡三芳町上富一六八六	同	
土尾泰弘	肢体不自由	内科	土尾内科クリニック	児玉郡上里町大字金久保三八	同	

埼玉県告示第三百九十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名	指定障害区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
木戸口 裕	視覚障害	埼玉県済生会川口総合病院 川口市西川口五―一―一五	鳩ヶ谷きどぐち眼科 鳩ヶ谷市桜町三―一―六	平成十九年四月一日	
渡邊 徹	ぼうこう又は直腸機能障害	埼玉よりい病院 大里郡寄居町用土三九五 三浦病院	小川赤十字病院 比企郡小川町小川一五二五	平成二十一年二月一日	
濱田英治	肢体不自由	富士見市下南畑三一六六一―	はまだ内科クリニック 富士見市東みずほ台三―二四―六	平成二十年五月一日	
由利直樹	聴覚障害	直樹クリニック 川口市榛松一―一―五	医療法人社団なおき会 直樹クリニック 川口市榛松一―一―五	平成二十一年一月一日	
高村千美	視覚障害	医療法人社団明芳会 イムス三芳病院 松本千美	医療法人社団明芳会 イムス三芳病院 高村千美	平成二十年九月十八日	
関根紀一	肢体不自由	医療法人社団弘人会 中田病院 加須市元町六一八	医療法人社団安生会 上尾二ツ宮クリニック 上尾市二ツ宮九六四―一	平成十八年四月一日	
伊吹 哲	肢体不自由	医療機関名 所在地 狭山市祇園一七―二	いびき山整形外科クリニック 狭山市南入曾九七二―五	平成二十年十二月十七日	
八重樫 寛治	ぼうこう又は直腸機能障害	医療機関名 所在地 蔵市北町一―二四―五	医療法人春明会 みくに中央クリニック 春日部市中央一―五六―一八	平成二十一年一月一日	
平岩幹男	肢体不自由	医療機関名 所在地 戸田市立医療保健センター 戸田市美女木四―二〇―一	office 21 kitatoda 戸田市新曾二一八六一―一五〇六	平成二十年十一月二十七日	

埼玉県告示第三百九十三号

身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則(平成五年埼玉県規則第

三十九号)第一条の規定により告示する。  
平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

医師の氏名 指定障害区分 医療機関の名称

辞退年月日

清水浩昭 聴覚障害、平衡機能障害、 鶴瀬病院

富士見市羽沢二一一一四 平成二十一年二月一日

音声・言語機能障害、

そしやく機能障害

永松秀樹 ぼうこう又は直腸機能障害 国立障害者リハビリテーションセンター病院

所沢市並木一四 平成二十年四月一日

榎本あき矢 ぼうこう又は直腸機能障害 東松山市立市民病院

東松山市大字松山二三九二 平成二十年十二月二十四日

高間史郎 肢体不自由 高間医院

大里郡寄居町寄居六七一一三 平成二十年五月二十五日

堀川信一 膝不貞ぼうこう又は直腸機能障害 医療法人堀川会 堀川病院

本庄市本庄一四一一〇 平成十九年七月十三日

嶋根正樹 呼吸器機能障害 北里大学北里研究所メディカルセンター病院

北本市荒井六一〇〇 平成二十一年二月一日

中泉知子 視覚障害 三郷中央総合病院

三郷市幸房七四五 平成二十一年三月七日

高橋宣成 肢体不自由 独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院

蓮田市黒浜四一四七 平成二十一年一月三十一日

高柳博幸 聴覚障害、平衡機能障害、 越谷市立病院

越谷市東越谷一〇一四七一 平成二十年十二月三十一日

音声・言語機能障害、

そしやく機能障害

田所一夫 肢体不自由 田所医院

本庄市けや木一八一一 平成二十年十二月十六日

毛塚七郎 肢体不自由 医療法人稲子平野医院

羽生市大字稲子二六 平成二十年六月二日

埼玉県告示第三百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

ロ 変更の概要

加須市大門町二十番五十八号

変更の概要

駐車場の位置及び収容台数 収容台数 二箇所 六〇四台

(変更前) 駐車場 位置 収容台数 三箇所 六〇四台

(変更後) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口 位置 収容台数 三箇所

(変更後) 出入口 位置 収容台数 四箇所

ハ 変更年月日

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

加須カタクラパーク

平成二十一年十一月六日  
届出年月日

平成二十一年三月五日

二 縦覧期間

平成二十一年三月十七日から平成二十一年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年三月十七日から平成二十一年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第三百九十五号

日高市から川越都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百九十六号

蕨市から蕨都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画岩沢南部土地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

(削除する土地の区域)

飯能市大字岩沢字上野、字麦宇田、字飛矢首、字河原の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部市街地整備課

埼玉県飯能県土整備事務所

飯能市土地区画整理事務所

四 縦覧期間

平成二十一年三月十七日から平成二十一年三月三十一日まで

埼玉県告示第三百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

川越市

二 都市計画事業の種類及び名称

川越市

三 事業施行期間

平成二十一年三月十七日から平成二十一年三月三十一日まで

埼玉県知事 上田清司

四 事業地

川越市

五 収用の部分

埼玉県飯能市大字下畑字釜下、大字大河原字東駒坂並びに美杉台五丁

川越都市計画公園事業

五・四・〇二号

なぐわし公園

平成二十一年三月十七日から平成二十一年三月三十一日まで

埼玉県知事 上田清司

一 収用の部分

埼玉県川越市大字鯨井字境堀及び字鳥田地内

二 使用の部分

なし

三 事業地

なし

埼玉県告示第三百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

飯能市

二 都市計画事業の種類及び名称

飯能都市計画公園事業

三 事業施行期間

平成二十一年三月十七日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

飯能市

五 収用の部分

飯能市

埼玉県飯能市大字下畑字釜下、大字大河原字東駒坂並びに美杉台五丁

目地内  
ロ 使用の部分  
なし

埼玉県告示第四百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十七年埼玉県告示第六百二十九号で告示した本庄都市計画公園事業(本庄市施行)の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。  
平成二十一年三月十七日  
埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成十七年三月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分  
変更なし  
ロ 使用の部分  
変更なし

埼玉県告示第四百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成二十一年三月三十一日まで

成十六年埼玉県告示第四百七十二号で告示した上尾都市計画公園事業(上尾市施行)の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。  
平成二十一年三月十七日  
埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成四年五月二十九日から平成二十六年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分  
変更なし  
ロ 使用の部分  
変更なし

埼玉県告示第四百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十八年埼玉県告示第四百六十七号で告示した上尾都市計画公園事業(伊奈町施行)の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。  
平成二十一年三月十七日  
埼玉県知事 上田清司

一 事業施行期間

平成二年九月十一日から平成二十四

年三月三十一日まで  
二 変更に係る事業地

イ 収用の部分  
変更なし  
ロ 使用の部分  
変更なし

埼玉県告示第四百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十一年三月十七日  
埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成二十一年二月九日

二 検査済証番号

平成二十一年三月十一日第九十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字吹上一

〇五番一、一一〇五番四、一一〇五番

五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字川角一二〇一番

地

清水 弘

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十二号  
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。  
平成二十一年三月十七日  
埼玉県東松山県土整備事務所長  
亀井清司

一 許可番号  
平成二十一年二月二十六日  
第二〇〇一三七〇号

二 検査済証番号  
平成二十一年三月十日  
第二〇〇一三六号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
比企郡滑川町大字羽尾字十三塚三六一七―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東松山市沢口町四―五 ヴェルジェ  
メゾンE二〇一  
榊 信也

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十一年三月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第八号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)  
区域を次のように変更する。

第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

一 道路の種類 一般国道  
 埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆  
 二 路線名 二百九十九号  
 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	備 考
	秩父市蒔田字堰ノ上耕地二三二四番三地先から同市蒔田字堰下二二五三番地先まで	区 間	八・六五 一三・五〇	三四五・七五	交差点整備工事による拡幅
			一一・一七 一一・五三		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環  
 境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 吉田久長秩父線  
 三 道路の区域

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	備 考
	秩父市蒔田字堰下二二六六番地先から同市蒔田字堰下耕地二二七四番一地先まで	区 間	一〇・八〇 一一・〇八	八七・五〇	交差点整備工事による拡幅
			一一・五〇 二五・〇九		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間埼玉県土整備部道路環  
 境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

一 道路の種類 一般国道  
 二 路線名 二百九十九号  
 三 道路の区域



新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	秩父市滝の上町四一六番一地从り同市中宮地町四一七三番一地从り	区間	八・二〇〇 八・六〇〇	六六・〇〇	交通安全施設整備工事による拡幅
新			一〇・七〇〇 一二・五〇〇		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	秩父市別所字中鈴間九四番一地从り同市別所字中島三四六番一地从り	区間	六・九〇〇 一九・五〇〇	三三〇・五〇	地方特定道路(改築)整備工事による拡幅
新			一〇・一〇〇 三〇・五〇〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 南沢郁一郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須北川辺線
- 三 道路の区域

旧新別	旧A	新A	旧B	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
区間	加須市大字町屋新田字大下二七五番二地先から同市大字下樋 遣川字南瀬田和五五二番一地先まで		加須市大字町屋新田字大下二八〇番一地先から同市大字下樋 遣川字南瀬田和五五三番一地先まで	一〇・二〇〇 三三〇・五〇〇	二四一・〇〇〇	平成十九年九月十四日付け埼玉県告示第六十四号で設置した仮設橋の撤去
			九・四〇〇 三三六・四〇〇	一一五・〇〇〇		

埼玉県行田県土整備事務所長告示第九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
加須北川辺線	加須市大字町屋新田字大下二八〇番一地先から同市大字下樋 遣川字南瀬田和五五六番一地先まで	平成二十一年三月二十日	延長三五・三〇メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 倉 一 夫

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
春日部久喜線	春日部市粕壁三丁目七〇六二番地先から同市粕壁三丁目六三三 三八番一地先まで	平成二十一年三月十七日	平成十八年十月十八日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十一号における道路区域の供用開始である。 延長一一・八二メートル

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧新A	三郷市三郷一丁目八番四地先から同市早稲田一丁目二番八地 先まで		三・〇〇}	二四・五〇	五七〇・〇〇		
旧B			二・四二}	五・五〇	四五〇・一〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

- 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備	考
国道百二十二号	蓮田市上二丁目三六八二番地先から同市上二丁目四三八七番一地先まで	平成二十一年三月十七日	延長 三二二・一七メートル	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

- 一 道路の種類 国道
  - 二 路線名 百二十二号
  - 三 道路の区域
- 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井順一

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
新	蓮田市関山四丁目三四二九番一地先から同市東三丁目四一九四番一三地先まで		二五・〇〇、 四九・〇〇	一〇〇七・四〇	平成十八年六月九日、埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十三号の一部変更

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路課境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下早見菖蒲線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
旧A	南埼玉郡菖蒲町大字三箇字沼新田二九〇八番三地先から同郡同町大字菖蒲字寺田四九五三番八地先まで		一八・〇〇、 三八・〇〇	一三七五・六〇	旧道の一部については、菖蒲町に引き継ぐ予定である。
新B	南埼玉郡菖蒲町大字三箇字早川二六七九番二地先から同郡同町大字菖蒲字寺田三七二五番一地先まで		二五・〇〇、 四四・〇〇	一二四七・六〇	

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

杉整第一七六〇—一号

- 一 許可番号 平成二十一年三月二日 指令杉整第二〇〇〇八九一号
- 二 検査済証番号 二八—三
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 南埼玉郡宮代町大字西条原字中通五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南埼玉郡宮代町和戸五—四—一二

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年三月十七日

平成二十一年三月九日

濱田 真弘 濱田 眞明

で、公告する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平井 順一

一 許可番号

平成二十一年三月十日

指令杉整第二〇〇一二二二一号

二 検査済証番号

平成二十一年三月十日

埼玉県病院事業告示第四号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号(埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額)の一部を次のように改正し、平成二十一年四月一日から施行する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県病院事業管理者 伊能 睿

表に、次のことを加える。

区分	診療及び検査の項第五号	金額
区分	埼玉県立がんセンター及び埼玉県立小児医療センターのセカンドオペニオン(診断や治療方法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見)料金	三十分につき 一〇、五〇〇円 (三十分を超える部分について、三十分までごとに五、二五〇円を加算した額)
金額	厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)第三項第四号に掲げる悪性黒色腫又は乳がんにおけるセンチネルリ	一回につき 三〇、二〇〇円

杉整第一七六七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町内田二丁目一七七

一、一七七二、一七七三―一、一七七

三―三、一七七三―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字杉戸二四九七番

地

鈴木 治男

ンパ節の同定と転移の  
検索の料金

埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者(管理者)
古文書	蓮馨寺日鑑 七〇冊	川越市連雀町七番地一	蓮馨寺
考古資料	吉ヶ谷遺跡竪穴住居跡出土品 二三点	東松山市大字下野本五二八番地一	東松山市(東松山市教育委員会)

埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫

種類	名称及び員数	所在地	保護団体
無形民俗文化財	椋神社御田植祭	秩父市蒔田	椋神社御田植祭保存会
無形民俗文化財	秩父神社御田植祭	秩父市番場町	秩父神社御田植祭保存会

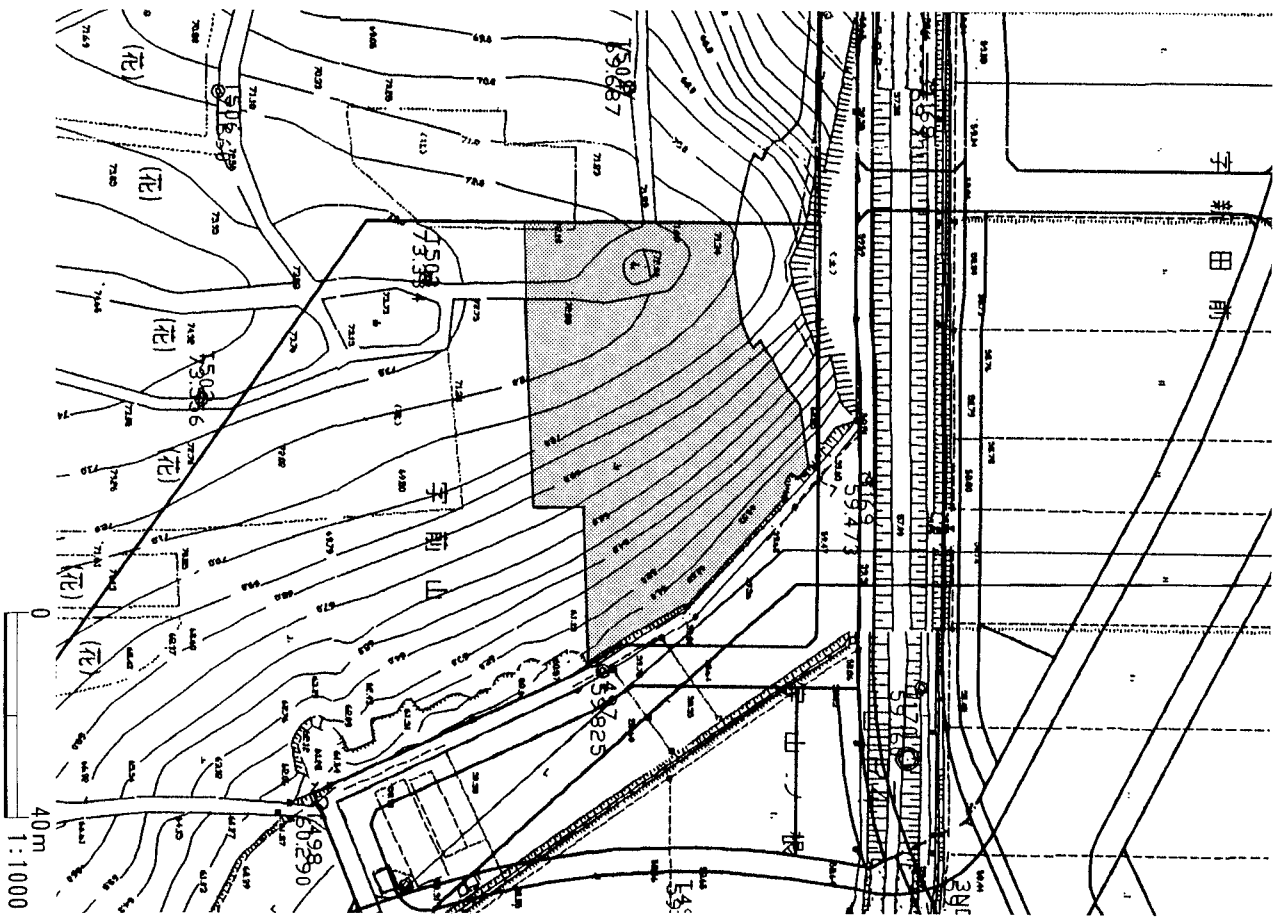
埼玉県教委告示第十一号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定史跡として次のとおり指定する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県教育委員会委員長 石川 正夫

種類	名称及び員数	所在地	範囲	所有者(管理者)
史跡	有勝寺裏埴輪窯跡 付 鞍形埴輪 四点	本庄市大字北堀字前山	別図のとおり	本庄市



埼玉県教委告示第十二号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定史跡として次のとおり追加して指定する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者(管理者)
史跡	権現山古墳群	ふじみ野市滝一丁目五番八	ふじみ野市

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第三十条の四の規定により、埼玉県選択無形民俗文化財として次のとおり選択する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

種類	名称及び員数	所在地	保護団体
選択無形民俗文化財	西久保観世音の鉦はり	入間市宮寺	西久保観世音の鉦はり保存会

埼玉県教委告示第十四号

埼玉県文化財保護条例(昭和三十年埼玉県条例第四十六号)第二十一条第七項の規定により、次に掲げる埼玉県指定無形文化財の保持者の認定を解除する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県教育委員会委員長 石川正夫

種類	名称	所在地	保持者	認定年月日
工芸技術	江戸木目込人形	さいたま市岩槻区本町四丁目五番九号	石川潤平	平成十六年三月二十三日

埼玉県選管告示第二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された公明党埼玉県本部の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十一年一月二十七日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
十一	下	二十三
誤	(有) 粗糲屋	2,790,000円 平成6年12月5日
正	(察) 草野工務店	2,790,000円 平成19年4月26日

埼玉県選管告示第二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党川島支部の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月三十一日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
二十三	上	十一
誤	(有) 自由民主党埼玉県支部連合会	690,000円
正	(有) 自由民主党埼玉県支部連合会	240,000円

十二行目の次に次の一行を加える。

(有) 自由民主党埼玉県第十選挙区支部 450,000円

埼玉県選管告示第二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県参議院選挙区第五支部の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年九月二十五日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
四十二	下	三
誤 (1)	収入総額	96,092,464円
正 (1)	収入総額	96,142,464円
誤	イ 本年収入額	92,566,694円
正	イ 本年収入額	92,616,694円
誤	ア 個人からの寄附	190,000円
正	ア 個人からの寄附	220,000円
誤	イ 法人その他の団体からの寄附	12,260,000円
正	イ 法人その他の団体からの寄附	12,280,000円
誤	合計	92,566,694円
正	合計	92,616,694円
誤	その他の寄附	190,000円
正	その他の寄附	220,000円
誤	上	三
正	その他の寄附	660,000円
誤	その他の寄附	680,000円

埼玉県選管告示第二十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党吉見支部の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月三十一日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
百十七	上	十一行目を削除する。
誤 (7)	自由民主党埼玉県第10選挙区支部	500,000円
正 (7)	自由民主党埼玉県第10選挙区支部	800,000円

埼玉県選管告示第二十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された日本共産党埼玉西部・東地区委員会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十二月十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
百二十八	下	二十三
誤	柴田 正子	東京都清瀬市
正	柴田 泰彦	東京都清瀬市

埼玉県選管告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された自由民主党埼玉県参議院選挙区第2総支部の平成十九年分収支報告書に關



し、平成二十年十二月十八日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
百五十	上	十七	
誤	(一) 収入総額		73,287,736円
正	(一) 収入総額		75,387,736円
誤	イ 本年收入額		70,880,158円
正	イ 本年收入額		72,980,158円
誤	合計		6,415,658円
正	a 個人からの寄附		8,515,658円
誤	合計		70,880,158円
正	下	九	
誤	その他の寄附		2,515,690円
正	その他の寄附		4,615,690円

埼玉県選管告示第二十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された浅野みえ子と地域の会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十一月五日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
百八十六	下	三

誤	(一) 収入総額		648,000円
正	(一) 収入総額		678,000円
誤	イ 本年收入額		648,000円
正	イ 本年收入額		678,000円
誤	b 政治団体からの寄附		70,000円
正	b 政治団体からの寄附		100,000円
誤	合計		648,000円
正	合計		678,000円
誤	その他の寄附		20行目の次に次の一行を加える。
正	その他の寄附		30,000円

埼玉県選管告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された小野かつのり政策フォーラムの平成十九年分収支報告書に關し、平成二十一年二月二十四日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
二百六	下	十二	
誤	(一) 収入総額		5,445,000円
正	(一) 収入総額		5,445,016円
誤	イ 本年收入額		5,395,000円
正	イ 本年收入額		5,395,016円
誤	イ 其他の収入		21行目の次に次の二行を加える。
正	イ 其他の収入		10万円未満の収入 16円

誤	合	計	5,395,000円
正	合	計	5,395,016円

埼玉県選管告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された輝泉会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月二十九日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ 段 行

三百五十七 下 七

誤	(1) 収入総額	200,000円
---	----------	----------

正	(1) 収入総額	160,000円
---	----------	----------

誤	イ 本年収入額	200,000円
---	---------	----------

正	イ 本年収入額	160,000円
---	---------	----------

誤	政治団体からの寄附	200,000円
---	-----------	----------

正	a 政治団体からの寄附	160,000円
---	-------------	----------

誤	合 計	200,000円
---	-----	----------

正	合 計	160,000円
---	-----	----------

誤	民主党埼玉県総支部連合会	200,000円
---	--------------	----------

正	民主党埼玉県総支部連合会	160,000円
---	--------------	----------

誤	さいたま市	さいたま市
---	-------	-------

正	さいたま市	さいたま市
---	-------	-------

誤	さいたま市	さいたま市
---	-------	-------

正	さいたま市	さいたま市
---	-------	-------

誤	さいたま市	さいたま市
---	-------	-------

正	さいたま市	さいたま市
---	-------	-------

埼玉県選管告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により

提出された五間くみこ後援会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十一年二月十六日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ 段 行

四百二十五 下 十一

誤	(二) 収入総額	339,138円
---	----------	----------

正	(二) 収入総額	339,308円
---	----------	----------

誤	イ 本年収入額	339,138円
---	---------	----------

正	イ 本年収入額	339,308円
---	---------	----------

誤	10万円未満の収入	18円
---	-----------	-----

正	10万円未満の収入	188円
---	-----------	------

誤	合 計	339,138円
---	-----	----------

正	合 計	339,308円
---	-----	----------

誤	埼玉県選挙管理委員会委員長	加藤 憲
---	---------------	------

正	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

誤	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

正	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

誤	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

正	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

誤	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

正	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

誤	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

正	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

誤	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

正	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

誤	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

正	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

誤	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

正	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

誤	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

正	加藤 憲	加藤 憲
---	------	------

正 その他の寄附 670,000円

埼玉県選管告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出されたさの昌夫後援会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月二十日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
四百九十	下	二十二	
誤 (1) 収入総額			80,000円
正 (1) 収入総額			180,000円
誤			
誤	イ	本年收入額	80,000円
正	イ	本年收入額	180,000円
		三	
誤	a	政治団体からの寄附	80,000円
正	a	政治団体からの寄附	180,000円
		四	
誤 合計			80,000円
正 合計			180,000円

七行目の次に次の一行を加える。

民主党埼玉県総支部連合会 100,000円 さいたま市

埼玉県選管告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出されたさわらび会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月二十日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
四百九十六	上	一	
誤 (1) 収入総額			140,000円
正 (1) 収入総額			240,000円
誤			
誤	イ	本年收入額	60,000円
正	イ	本年收入額	160,000円
		九	
誤	a	政治団体からの寄附	60,000円
正	a	政治団体からの寄附	160,000円
		十	
誤 合計			60,000円
正 合計			160,000円

十三行目の次に次の一行を加える。

民主党埼玉県総支部連合会 130,000円 さいたま市

埼玉県選管告示第三十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出されたためみず順二後援会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月二十九日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
六百二十一	上	二十二	
誤 (1) 収入総額			200,000円

正	(1) 収入総額		250,000円
誤	イ 本年収入額	二十四	200,000円
正	イ 本年収入額		250,000円
誤	ロ 政治団体からの寄附	三	200,000円
正	ロ a 政治団体からの寄附		250,000円
誤	ハ 政治団体からの寄附	四	200,000円
正	ハ a 政治団体からの寄附		250,000円
誤	合 計		200,000円
正	合 計		250,000円

民主党埼玉県総支部連合会 200,000円 さいたま市  
 民主党埼玉県総支部連合会 250,000円 さいたま市

埼玉県選管告示第三十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された畠山稔後援会の平成十八年分収支報告書に關し、平成二十年十一月四日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成十九年九月二十八日付け埼玉県選管告示第百十五号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

誤	(1) 収入総額		70,000円
正	(1) 収入総額		292,500円

誤	イ 本年収入額		70,000円
正	イ 本年収入額		292,500円

十六行目の次に次の一行を加える。

a 個人からの寄附 117,700円

十七

誤	ア 政治団体からの寄附		70,000円
正	ア a 政治団体からの寄附		174,800円
誤	イ 政治団体からの寄附	十八	70,000円
正	イ 政治団体からの寄附		292,500円
誤	ロ 個人からの寄附		19行目の次に次の三行を加える。
正	ロ (寄附者の氏名)	(金額)(住所)	
誤	ロ 畠山 稔	117,700円 上尾市	
正	ロ 政治団体からの寄附	二十	
誤	ハ 政治団体からの寄附		二十二行目の次に次の一行を加える。
正	ハ 政治団体からの寄附		二十四行目の次に次の一行を加える。
誤	(イ) 寄附・交付金	二十五	222,500円
正	(イ) 寄附・交付金		292,500円
誤	(ロ) その他の経費		70,000円
正	(ロ) その他の経費		70,000円
誤	合 計		70,000円
正	合 計		292,500円

埼玉県選管告示第三十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出されたまたちだ皇介後援会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月二十八日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ 段 行

誤	七百六十七	ト	二十一	
誤	個人からの寄附			83,127円
正	a 個人からの寄附			133,127円
誤			二十一	
誤	b 政治団体からの寄附			390,000円
正	b 政治団体からの寄附			340,000円
誤			二十七	
誤	町田 皇介			83,127円
正	町田 皇介			133,127円
誤			三	
誤	民主党埼玉県総支部連合会			300,000円
正	民主党埼玉県総支部連合会			250,000円
				さいたま市
				さいたま市

埼玉県選管告示第三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された三神たかしと未来の見沼区を創る会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月二十四日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

誤	七百八十五	下	二十三	
誤	(1) 収入総額			593,925円
正	(1) 収入総額			623,925円
誤			二十五	
誤	イ 本年収入額			500,000円
正	イ 本年収入額			530,000円
誤			四	
誤	七百八十六	上		
誤	a 政治団体からの寄附			500,000円
正	a 政治団体からの寄附			530,000円
				さいたま市
				さいたま市

誤	合計			500,000円
正	合計			530,000円

九

誤	民主党埼玉県総支部連合会			500,000円
正	民主党埼玉県総支部連合会			530,000円
				さいたま市
				さいたま市

埼玉県選管告示第四十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された松本佳和後援会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年九月二十一日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

誤	七百八十	上	十七	
誤	(1) 収入総額			5,232,000円
正	(1) 収入総額			5,732,000円
誤			十九	
誤	イ 本年収入額			5,232,000円
正	イ 本年収入額			5,732,000円
誤			二十五	
誤	a 政治団体からの寄附			5,232,000円
正	a 政治団体からの寄附			5,732,000円
誤			二十六	
誤	合計			5,232,000円
正	合計			5,732,000円
誤			三十一	
誤	民主党埼玉県総支部連合会			232,000円
正	民主党埼玉県総支部連合会			732,000円
				さいたま市
				さいたま市

埼玉県選管告示第四十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された山田ちづこと市民の居場所を作る会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月二十七日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。  
平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
八百三十六	下	六	
誤 (1) 収入総額			2,033,073円
正 (1) 収入総額			2,283,073円
誤			八
誤 ㄥ 本年收入額			420,000円
正 ㄥ 本年收入額			670,000円
誤			十七
誤 b 政治団体からの寄附			200,000円
正 b 政治団体からの寄附			450,000円
誤			十八
誤 合計			420,000円
正 合計			650,000円

二十六行目の次に次の一行を加える。

民主党埼玉県総支部連合会 250,000円 さいたま市

埼玉県選管告示第四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された若さとバイタリティに燃える市会議員井上ただあきを育てる会の平成十九年分収支報告書に關し、平成二十年十月三十日同団体から訂正する旨の報告があつたので、平成二十年九月十九日付け埼玉県選管告示第百二号により公表した要旨

を次のとおり訂正する。

平成二十一年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行	
八百六十三	下	十三	
誤 a 個人からの寄附			130,000円
正 a 個人からの寄附			30,000円
誤			十四
誤 b 政治団体からの寄附			305,000円
正 b 政治団体からの寄附			405,000円
誤			二十一
誤 その他の寄附			130,000円
正 その他の寄附			30,000円
誤			二十七
誤 民主党埼玉県総支部連合会			275,000円
正 民主党埼玉県総支部連合会			375,000円

さいたま市  
さいたま市

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉県藤ヶ崎ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)